

蜂の巣駆除の手引き

名護市環境対策課

【基本事項】

名護市環境対策課は、生活環境内（個人の住宅敷地内）で、**蜂の巣の駆除**を行います。

※農地、事業所、大家及び管理会社が管理する不動産等（アパート及びマンションなど）につきましては、営利団体であるため、対応できませんので管理者及び管理会社へ直接お問い合わせください。

1. 駆除の可否

1-1. 駆除ができる巣

- ・下記の蜂が集団で作った巣

スズメバチ類（コガタスズメバチ）	アシナガバチ類 （セグロアシナガバチ、キアシナガバチ、 フタモンアシナガバチ、チビアシナガバチ）
------------------	--

1-2. 駆除ができない巣

- ・下記の蜂が単体で作った巣

アナバチ類（キンモウアナバチ）	ツチバチ類（クロイワツチバチ）
-----------------	-----------------

2. 注意事項

- ・土地所有者又は土地管理者の合意なしに敷地に侵入し、駆除することはできません。
- ・駆除する際は、現場作業員の安全のため、巣の場所を確認している方に立ち会いをしてもらいます。
- ・複数の蜂が飛んでいる又は集まっているなど、巣自体が確認できない場合は、駆除できません。
- ・高所や傾斜地など駆除に危険をともなう場合は、駆除できません。
- ・屋根裏や通気口など屋内に巣がある場合は、駆除できません。
- ・現場作業員が現場で駆除を実施しないと判断した際は、民間の駆除専門業者に依頼してください。
- ・閉庁時に蜂の巣を発見した場合は、開庁を待って市へ連絡してください。開庁を待てない場合は、民間の駆除専門業者に依頼してください。（開庁時：平日 8 時 30 分から 17 時 15 分、閉庁時：左記以外の時間帯）